

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

住 所

氏 名

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

住 所

氏 名

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

住 所

氏 名

議案第 4 号

第 8 次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求め
ることについて

第 8 次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について、矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年矢巾町条例第20号）本則第 1 号及び第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 5 号

矢巾町都市計画マスタープランの変更に関し議決を求めることについて

矢巾町都市計画マスタープランの変更について、矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年矢巾町条例第20号）本則第4号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 6 号

矢巾町税条例の一部を改正する条例について

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 19 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町税条例の一部を改正する条例

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（国民健康保険税の課税額） 第127条　〔略〕 2　前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>所得割額及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。 3　第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した<u>所得割額及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。 4　第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した<u>所得割額及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。 （資産割額） 第129条　第127条の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額を課税標準とし、これに次条の税率を乗じて算定する。 （国民健康保険税の税率） 第130条　第127条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。 （1）　所得割　<u>100分の7.9</u>	（国民健康保険税の課税額） 第127条　〔略〕 2　前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>所得割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。 3　第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した<u>所得割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。 4　第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した<u>所得割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。 第129条　削除 （国民健康保険税の税率） 第130条　第127条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。 （1）　所得割　<u>100分の8.2</u>

(2) 資産割 100分の5

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

2 第127条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.6

(2) 資産割 100分の1.3

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

3 第127条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.6

(2) 資産割 100分の1.7

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免)

第30条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）及び令和4年度以前の国民健康保険税であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第135条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

〔削除〕

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

2 第127条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.7

〔削除〕

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

3 第127条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.7

〔削除〕

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

附 則

〔削除〕

(1) <u>新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</u> (2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯</u> ア <u>世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</u> イ <u>世帯の主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。</u> ウ <u>減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u> 2 <u>前項の場合における第135条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。</u>	第30条　〔略〕
第31条　〔略〕	第30条　〔略〕
備考　改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(適用区分)

第 2 条 この条例による改正後の矢巾町税条例第127条、第129条及び第130条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 7 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年矢巾町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町監査委員条例の一部改正)

第2条 矢巾町監査委員条例（平成12年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(請求又は要求に基づく監査) 第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の <u>2の2第3項</u> の規定による請求又は要求に基づく監査は、当該請求又は要求があった日から7日以内に着手するよう努めなければならない。	(請求又は要求に基づく監査) 第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の <u>2の8第3項</u> の規定による請求又は要求に基づく監査は、当該請求又は要求があった日から7日以内に着手するよう努めなければならない。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第3条 矢巾町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和4年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2第1項</u> の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員（同法 <u>第243条の2の2第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の7第1項</u> の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員（同法 <u>第243条の2の8第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責)

第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 （1）～（4） 〔略〕	第2条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 （1）～（4） 〔略〕
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）・（2） 〔略〕 〔新設〕 〔新設〕 第5条 〔略〕 附 則 （新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当の特例） 3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下この項において「新型コロナウイルス感染症」という。）の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある者（次項において「患者等」という。）の救護又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された物件若しくは汚染の危険がある物件の処理作業に従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。</u> 4 <u>前項の手当の額は、作業1日につき3,000円（患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u>	（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1）・（2） 〔略〕 <u>（3） 災害応急対策等作業等手当</u> <u>（災害応急対策等作業等手当）</u> <u>第5条 災害応急対策等作業等手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した本町の区域外の地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定による協定に基づく消防の応援のうち要請を受けずに当該地域に出勤した者を除く。）に支給する。</u> <u>2 前項の手当の額は、作業1日につき840円とする</u> 第6条 〔略〕 附 則 〔削除〕 〔削除〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第5条の規定は、令和6年1月1日から適用する。

議案第 9 号

矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町道路占用料に関する条例（昭和58年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
矢巾町道路占用料に関する条例（昭和58年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	〔略〕	510円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	〔略〕	570円
	第2種電柱		790円		第2種電柱		870円
	第3種電柱		1,100円		第3種電柱		1,200円
	第1種電話柱		460円		第1種電話柱		510円
	第2種電話柱		730円		第2種電話柱		810円
	第3種電話柱		1,000円		第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		46円		その他の柱類		51円
	〔略〕				〔略〕		
	路上に設ける変圧器	〔略〕	450円		路上に設ける変圧器	〔略〕	490円
	地下に設ける変圧器		270円		地下に設ける変圧器		300円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	910円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1,000円			
郵便差出箱及び信書便差出箱	380円		郵便差出箱及び信書便差出箱	420円			
広告塔	1,900円		広告塔	1,800円			
その他のもの	910円		その他のもの	1,000円			
〔略〕				〔略〕			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	〔略〕	19円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	〔略〕	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル		41円		外径が0.1メートル以上0.15メートル		45円

	未満のもの				未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>55円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>61円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>91円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>110円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>190円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>270円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>550円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>610円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		〔略〕	<u>910円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		〔略〕	<u>1,000円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	〔略〕	<u>930円</u>	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	〔略〕	<u>900円</u>
	地下に設ける通路		<u>560円</u>		地下に設ける通路		<u>540円</u>
	その他のもの		<u>910円</u>		その他のもの		<u>1,000円</u>
法第32条第1	祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける	〔略〕	<u>19円</u>	法第32条第1	祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける	〔略〕	<u>18円</u>

項第6号に掲げる施設（街路市を除く。）	もの		〔略〕	<u>190円</u>	項第6号に掲げる施設（街路市を除く。）	もの		〔略〕	<u>180円</u>
	その他のもの					その他のもの			
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	〔略〕	<u>190円</u>	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	〔略〕	<u>180円</u>	
		その他のもの		<u>1,900円</u>		その他のもの		<u>1,800円</u>	
	標識			<u>730円</u>	標識			<u>810円</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		<u>19円</u>	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		<u>18円</u>	
		その他のもの		<u>190円</u>		その他のもの		<u>180円</u>	
	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		<u>19円</u>	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		<u>18円</u>	
		その他のもの		<u>190円</u>		その他のもの		<u>180円</u>	
	アーチ	車道を横断するもの		<u>1,900円</u>	アーチ	車道を横断するもの		<u>1,800円</u>	

		その他の もの		<u>930円</u>			その他の もの		<u>900円</u>
政令第7条第2号に掲げる 工作物			〔略〕	<u>910円</u>	政令第7条第2号に掲げる 工作物			〔略〕	<u>1,000円</u>
政令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料			〔略〕	<u>190円</u>	政令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料			〔略〕	<u>180円</u>
政令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設				<u>91円</u>	政令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設				<u>100円</u>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。									

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 10 号

矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について

矢巾町課設置に関する条例（昭和60年矢巾町条例第8号）、矢巾町青少年問題協議会設置条例（昭和39年矢巾町条例第24号）及び矢巾町子ども・子育て会議条例（平成25年矢巾町条例第14号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例

(矢巾町課設置に関する条例の一部改正)

第1条 矢巾町課設置に関する条例（昭和60年矢巾町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、本町に次の課を設ける。 (1)～(7) 〔略〕 〔新設〕 <u>(8)</u> 〔略〕 <u>(9)</u> 〔略〕 <u>(10)</u> 文化スポーツ課 (11) 〔略〕	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、本町に次の課を設ける。 (1)～(7) 〔略〕 <u>(8)</u> <u>こども家庭課</u> <u>(9)</u> 〔略〕 <u>(10)</u> 〔略〕 〔削除〕 (11) 〔略〕
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

(矢巾町青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第2条 矢巾町青少年問題協議会設置条例（昭和39年矢巾町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、<u>文化スポーツ課</u>において処理する。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、<u>教育委員会事務局文化スポーツ課</u>において処理する。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 矢巾町子ども・子育て会議条例（平成25年矢巾町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>教育委員会事務局子ども課</u>において処理する。	(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>こども家庭課</u>において処理する。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について

矢巾町立保育所設置条例（昭和62年矢巾町条例第11号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 19 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例

矢巾町立保育所設置条例（昭和62年矢巾町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条 前条の保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第2条 前条の保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
〔略〕		<u>150人</u>	〔略〕		<u>120人</u>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年矢巾町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条　〔略〕 2　給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （職務復帰後における給与の取扱い） 第8条　育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条　〔略〕 2　給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （職務復帰後における給与の取扱い） 第8条　育児休業をした職員（地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。
備考　改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附　則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 13 号

矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

矢巾町町営住宅等条例（平成 9 年矢巾町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例

矢巾町町営住宅等条例（平成9年矢巾町条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（入居者資格） 第5条 〔略〕 2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 （1）～（7） 〔略〕 （8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの ア 〔略〕 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	（入居者資格） 第5条 〔略〕 2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 （1）～（7） 〔略〕 （8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの ア 〔略〕 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定を</u>準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 14 号

矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町水道事業給水条例（平成 9 年矢巾町条例第 36 号）及び矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年矢巾町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(矢巾町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 矢巾町水道事業給水条例（平成9年矢巾町条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給水装置の新設等の申込み) 第6条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）しようとする者は、事業管理者の定めるところにより、あらかじめ事業管理者に申込み、その承認を受けなければならない。 2 〔略〕 (給水装置の基準違反に対する措置) 第35条 〔略〕 2 事業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 3 〔略〕	(給水装置の新設等の申込み) 第6条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）しようとする者は、事業管理者の定めるところにより、あらかじめ事業管理者に申込み、その承認を受けなければならない。 2 〔略〕 (給水装置の基準違反に対する措置) 第35条 〔略〕 2 事業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 3 〔略〕
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

(矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1)～(8) 〔略〕 (9) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であつては5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 〔略〕 (6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(1)～(8) 〔略〕 (9) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であつては5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 〔略〕 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第9号又は第4条第6号に規定する資格を有している者は、この条例の施行の日に第2条の規定による改正後の矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第9号又は第4条第6号に規定する資格を有しているものとみなす。

議案第 15 号

矢巾町水路条例の一部を改正する条例について

矢巾町水路条例（平成11年矢巾町条例第21号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 19 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町水路条例の一部を改正する条例
矢巾町水路条例（平成11年矢巾町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
電柱	第1種電柱	〔略〕	<u>510円</u>	電柱	第1種電柱	〔略〕	<u>570円</u>
	第2種電柱		<u>790円</u>		第2種電柱		<u>870円</u>
	第3種電柱		<u>1,100円</u>		第3種電柱		<u>1,200円</u>
電話柱	第1種電話柱		<u>460円</u>	電話柱	第1種電話柱		<u>510円</u>
	第2種電話柱		<u>730円</u>		第2種電話柱		<u>810円</u>
	第3種電話柱		<u>1,000円</u>		第3種電話柱		<u>1,100円</u>
その他の柱類			<u>46円</u>	その他の柱類			<u>51円</u>
〔略〕				〔略〕			
広告塔		〔略〕	<u>1,900円</u>	広告塔		〔略〕	<u>1,800円</u>
<u>その他のもの</u>		〔略〕	<u>910円</u>	<u>上記柱類、線類及び広告塔以外でこれらに類する工作物</u>		〔略〕	<u>1,000円</u>
水道管、下水道管、ガス管、電線、電話線、排水管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	〔略〕	<u>19円</u>	水道管、下水道管、ガス管、電線、電話線、排水管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	〔略〕	<u>21円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>27円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>30円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>41円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>45円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>55円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>61円</u>

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>110円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>190円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>270円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>550円</u>
通路		〔略〕	<u>910円</u>
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	〔略〕	<u>190円</u>
	その他のもの		<u>1,900円</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	〔略〕	<u>19円</u>
	その他のもの		<u>190円</u>
太陽光発電設備及び風力発電設備		〔略〕	<u>910円</u>
その他のもの		〔略〕	<u>1,900円</u>

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>91円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>610円</u>
通路		〔略〕	<u>1,000円</u>
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	〔略〕	<u>180円</u>
	その他のもの		<u>1,800円</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	〔略〕	<u>18円</u>
	その他のもの		<u>180円</u>
太陽光発電設備及び風力発電設備		〔略〕	<u>1,000円</u>
その他のもの		〔略〕	<u>1,800円</u>

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 19 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保険料率） 第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> （1） <u>政令第39条第1項第1号に掲げる者</u> <u>39,000円</u> （2） <u>政令第39条第1項第2号に掲げる者</u> <u>58,500円</u> （3） <u>政令第39条第1項第3号に掲げる者</u> <u>58,500円</u> （4） <u>政令第39条第1項第4号に掲げる者</u> <u>70,200円</u> （5） <u>政令第39条第1項第5号に掲げる者</u> <u>78,000円</u> （6） <u>政令第39条第1項第6号に掲げる者</u> <u>93,600円</u> （7） <u>政令第39条第1項第7号に掲げる者</u> <u>101,400円</u> （8） <u>政令第39条第1項第8号に掲げる者</u> <u>117,000円</u> （9） <u>政令第39条第1項第9号に掲げる者</u> <u>132,600円</u> （10） <u>政令第39条第1項第10号に掲げる者</u> <u>144,300円</u> 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 <u>2 令和3年度から令和5年度までの政令第39条第1項第6号イの町の定める額は、120万円とする。</u> <u>3 令和3年度から令和5年度までの政令第39条第1項第7号イの町の定める額は、210万円とする。</u> <u>4 令和3年度から令和5年度までの政令第39条第1項第8号イの町の定める額は、320万円とする。</u> <u>5 令和3年度から令和5年度までの政令第39条第1項第9号イの町の定める額は、410万円とする。</u> <u>6 第1項第1号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,400円とする。</u>	（保険料率） 第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> （1） <u>政令第38条第1項第1号に掲げる者</u> <u>36,500円</u> （2） <u>政令第38条第1項第2号に掲げる者</u> <u>55,000円</u> （3） <u>政令第38条第1項第3号に掲げる者</u> <u>55,400円</u> （4） <u>政令第38条第1項第4号に掲げる者</u> <u>72,300円</u> （5） <u>政令第38条第1項第5号に掲げる者</u> <u>80,400円</u> （6） <u>政令第38条第1項第6号に掲げる者</u> <u>96,400円</u> （7） <u>政令第38条第1項第7号に掲げる者</u> <u>104,500円</u> （8） <u>政令第38条第1項第8号に掲げる者</u> <u>120,600円</u> （9） <u>政令第38条第1項第9号に掲げる者</u> <u>136,600円</u> （10） <u>政令第38条第1項第10号に掲げる者</u> <u>152,700円</u> <u>（11） 政令第38条第1項第11号に掲げる者</u> <u>168,800円</u> <u>（12） 政令第38条第1項第12号に掲げる者</u> <u>184,900円</u> <u>（13） 政令第38条第1項第13号に掲げる者</u> <u>192,900円</u> 〔削除〕 〔削除〕 〔削除〕 〔削除〕 <u>2 前項第1号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,900円とする。</u>

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,400円」とあるのは、「39,000円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率について準用する。この場合において、第6項中「23,400円」とあるのは、「54,600円」と読み替えるものとする。

（賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い）

第5条 〔略〕

2 〔略〕

3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号に規定する市町村民税世帯非課税者に係る者を除く。以下同じ。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 〔略〕

附 則

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第11条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,900円」とあるのは、「38,900円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,900円」とあるのは、「55,000円」と読み替えるものとする。

（賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い）

第5条 〔略〕

2 〔略〕

3 保険料の賦課期日後に政令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号に規定する市町村民税世帯非課税者に係る者を除く。以下同じ。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 〔略〕

附 則

〔削除〕

項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)
及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第12条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（次号において「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額（政令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条及び第 5 条第 3 項の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 17 号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を
改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する
省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年矢巾町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、<u>第66条</u>、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。） (6)～(10) 〔略〕 (11) <u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u> (12) 〔略〕 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、<u>第66条第1項</u>、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。） (6)～(10) 〔略〕 〔削除〕 (11) 〔略〕 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 〔略〕

(管理者)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

(8) 〔略〕

(9) 〔略〕

(利用者に関する町長への通知)

第29条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町長に通知しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(揭示)

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定

7～12 〔略〕

(管理者)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 〔略〕

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 〔略〕

(11) 〔略〕

(利用者に関する町への通知)

第29条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(揭示)

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

〔新設〕

（記録の整備）

第43条 〔略〕

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 〔略〕

（2） 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 〔略〕

（4） 第27条第11項に規定する訪問看護報告書

〔新設〕

（5） 第29条に規定する町長への通知に係る記録

（6） 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（7） 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（訪問介護員等の員数）

第48条 〔略〕

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条においては単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（記録の整備）

第43条 〔略〕

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 〔略〕

（2） 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 〔略〕

（4） 第27条第10項に規定する訪問看護報告書

（5） 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（6） 第29条の規定による町への通知に係る記録

（7） 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

（8） 第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（訪問介護員等の員数）

第48条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 〔略〕

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 〔略〕

5～7 〔略〕

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

2・3 〔略〕

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 〔略〕

〔削除〕

(11) 〔略〕

5～7 〔略〕

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(7) 〔略〕

(記録の整備)

第59条 〔略〕

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

〔新設〕

(3) 次条において準用する第28条に規定する町長への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次の各号に定めるとおりとする。

間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 〔略〕

(8) 〔略〕

(9) 〔略〕

(記録の整備)

第59条 〔略〕

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)～(4) 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(事故発生時の対応)

第60条の18 〔略〕

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

(記録等の整備)

第60条の19 〔略〕

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

〔新設〕

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(準用)

第60条の22 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合

(1)～(4) 〔略〕

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 〔略〕

(8) 〔略〕

(事故発生時の対応)

第60条の18 〔略〕

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(記録等の整備)

第60条の19 〔略〕

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 〔略〕

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(7) 〔略〕

(準用)

第60条の22 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合

において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第33条の2の第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第60条の26 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2・3 〔略〕

（具体的取扱方針）

において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第33条の2の第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第5号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第60条の26 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 〔略〕

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第60条の32 指定療養通所介護の方針は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

(5) 〔略〕

(記録等の整備)

第60条の39 〔略〕

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

〔新設〕

(4) 〔略〕

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(7) 〔略〕

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事

第60条の32 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(7) 〔略〕

(記録の整備)

第60条の39 〔略〕

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 第60条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(7) 〔略〕

(8) 〔略〕

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職

業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 〔略〕

(利用定員等)

第66条 〔略〕

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項及び第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 〔略〕

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

務に従事することができるものとする。

2 〔略〕

(利用定員等)

第66条 〔略〕

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項及び第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 〔略〕

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 〔略〕

(記録の整備)

第80条 〔略〕

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

〔新設〕

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 〔略〕

(8) 〔略〕

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 〔略〕

(記録の整備)

第80条 〔略〕

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する町長への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 〔略〕

(6) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(従業者の員数等)

第83条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所
介護職員	看護師又は准看護師

(4) 次条において準用する第29条の規定による町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 〔略〕

(7) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(従業者の員数等)

第83条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

7～13 〔略〕

(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 〔略〕

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条及び第194条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるとこ

7～13 〔略〕

(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 〔略〕

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条、第193条第3項及び第194条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければなら

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるとこ

ろによるものとする。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) 〔略〕

〔新設〕

(7) 〔略〕

(8) 〔略〕

〔新設〕

(記録の整備)

第108条 〔略〕

ろによるものとする。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 〔略〕

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(8) 〔略〕

(9) 〔略〕

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第108条 〔略〕

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第93条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条に規定する町長への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 〔略〕

(管理者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 〔略〕

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であって

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 〔略〕

(管理者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 〔略〕

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であって

はならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u> (協力医療機関等) 第126条 〔略〕 〔新設〕	はならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (協力医療機関等) 第126条 〔略〕
〔新設〕	<u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> (1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> (2) <u>当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u>
〔新設〕	<u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。</u>
〔新設〕	<u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>
〔新設〕	<u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>
〔新設〕	<u>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快</u>

2 〔略〕

3 〔略〕

(記録の整備)

第128条 〔略〕

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第118条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する町長への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 〔略〕

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第123条に規定する重要事項に関する規程という。第35条第1項において同じ。）」と、同項、第33条の2第

し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 〔略〕

8 〔略〕

(記録の整備)

第128条 〔略〕

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 〔略〕

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条、第105条及び第107条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第123条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、同項、

2 項、第35条第1 項並びに第41条の2 第1 号及び第3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2 項中「この節」とあるのは「第6 章第4 節」と、第60条の16第2 項第1 号及び第3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 〔略〕

2～6 〔略〕

7 第1 項第1 号、第3 号及び第4 号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 〔略〕

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) 〔略〕

8～10 〔略〕

〔新設〕

第33条の2 第2 項、第35条第1 項並びに第41条の2 第1 号及び第3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2 項中「この節」とあるのは「第6 章第4 節」と、第60条の16第2 項第1 号及び第3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第107条の2 中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業所」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 〔略〕

2～6 〔略〕

7 第1 項第1 号、第3 号及び第4 号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 〔略〕

〔削除〕

(2) 〔略〕

8～10 〔略〕

11 次の各号のいずれにも適合する場合における第1 項第2 号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(管理者)

第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第148条 〔略〕

〔新設〕

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに看護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第148条 〔略〕

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規

〔新設〕	<u>定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u>
〔新設〕	<u>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。</u>
〔新設〕	<u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>
〔新設〕	<u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>
〔新設〕	<u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u>
2 〔略〕 (記録の整備) 第149条 〔略〕 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	7 〔略〕 (記録の整備) 第149条 〔略〕 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 〔略〕
 - (2) 第137条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第139条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第147条第3項に規定する結果等の記録
 - (5) 次条において準用する第29条に規定する町長への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (8)・(9) 〔略〕
- (準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第146条に規定する重要事項に関する規程」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

- (1) 〔略〕
 - (2) 第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第147条第3項の規定による結果等の記録
 - (5) 次条において準用する第29条の規定による町への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (8)・(9) 〔略〕
- (準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条及び第107条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第146条に規定する重要事項に関する規程」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第107条の2中「指定小規

(従業者の員数)

第152条 〔略〕

2～7 〔略〕

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 〔略〕

9～17 〔略〕

(設備)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」とあるのは「指定地域密着型特定施設」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第152条 〔略〕

2～7 〔略〕

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) 〔略〕

9～17 〔略〕

(設備)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 〔略〕

2 〔略〕

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

〔新設〕

(管理者による管理)

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第168条 計画担当介護支援専門員は、第159条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第178条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第176条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して

(7)～(9) 〔略〕

2 〔略〕

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第168条 計画担当介護支援専門員は、第159条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときの入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第178条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第176条第3項の規定による事故の状況及び事故に際し

採った処置について<u>記録すること。</u> <u>(協力病院等)</u> 第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u>	て採った処置について<u>の記録を行うこと。</u> <u>(協力医療機関等)</u> 第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u>
〔新設〕	<u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u>
〔新設〕	<u>(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u>
〔新設〕	<u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u>
〔新設〕	<u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った町長に届け出なければならない。</u>
〔新設〕	<u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>
〔新設〕	<u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>
	<u>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密</u>

2 〔略〕

（記録の整備）

第177条 〔略〕

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 〔略〕

（2） 第156条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4） 次条において準用する第29条に規定する町長への通知に係る記録

（5） 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（6） 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（7） 〔略〕

（準用）

第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第169条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、同項、第33条の2第2区、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と

着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 〔略〕

（記録の整備）

第177条 〔略〕

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 〔略〕

（2） 第156条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときの入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4） 次条において準用する第29条の規定による町への通知に係る記録

（5） 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

（6） 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（7） 〔略〕

（準用）

第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第169条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護

あるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第188条 〔略〕

2～4 〔略〕

〔新設〕

5 〔略〕

(準用)

第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第187条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従

看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第107条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設」と、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第188条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するように努めなければならない。

6 〔略〕

(準用)

第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第107条の2、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第187条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」

業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第192条 〔略〕

2～6 〔略〕

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事する

とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と、第107条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」と、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」とあるのは「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第192条 〔略〕

2～6 〔略〕

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事する

ことができる。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) 〔略〕

8～14 〔略〕

(管理者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 〔略〕

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で適切に行うものとする。

(2)～(6) 〔略〕

〔新設〕

ことができる。

(1)～(3) 〔略〕

〔削除〕

(4) 〔略〕

8～14 〔略〕

(管理者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 〔略〕

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 〔略〕

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

(7) 〔略〕

(8) 〔略〕

(9) 〔略〕

(10) 〔略〕

(11) 〔略〕

(記録の整備)

第202条 〔略〕

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 第198条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 〔略〕

(6) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第29条に規定する町長への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 〔略〕

(準用)

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) 〔略〕

(9) 〔略〕

(10) 〔略〕

(11) 〔略〕

(12) 〔略〕

(記録の整備)

第202条 〔略〕

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 第198条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 〔略〕

(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第29条の規定による町への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 〔略〕

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。））」と、同項第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。	第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで、<u>第107条及び第107条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。））」と、同項、<u>第33条の2第2項</u>、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と、<u>第107条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」と、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」と読み替えるものとする。</u>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

（矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年矢巾町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理者) 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> 2 〔略〕 (利用定員等) 第10条 〔略〕 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（<u>法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。</u>）若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u> (管理者)	(管理者) 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 〔略〕 (利用定員等) 第10条 〔略〕 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（<u>法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。</u>）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u> (管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

(利用者に関する町長への通知)

第25条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町長に通知しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

2 〔略〕

(掲示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

〔新設〕

(記録の整備)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

(利用者に関する町への通知)

第25条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

2 〔略〕

(掲示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第41条 〔略〕

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

〔新設〕

(3) 第25条に規定する町長への通知に係る記録

(4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 〔略〕

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

(10) 〔略〕

(11) 〔略〕

(12) 〔略〕

第41条 〔略〕

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第43条11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第25条の規定による町への通知に係る記録

(5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 〔略〕

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 〔略〕

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) 〔略〕

(13) 〔略〕

(14) 〔略〕

(13) 〔略〕

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	(2) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所
介護職員	看護師又は准看護師

7～13 〔略〕

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従

(15) 〔略〕

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
(2) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

7～13 〔略〕

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従

事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2・3 〔略〕

（身体的拘束等の禁止）

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業者、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 〔略〕

（身体的拘束等の禁止）

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 〔略〕
〔新設〕

第64条 〔略〕

〔新設〕

（記録の整備）

第65条 〔略〕

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）・（2） 〔略〕

（3） 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（4） 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、

2 〔略〕

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3） 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第64条 〔略〕

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

（記録の整備）

第65条 〔略〕

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）・（2） 〔略〕

（3） 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（4） 第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時

そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第25条に規定する町長への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 〔略〕

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 〔略〕

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 〔略〕

〔新設〕

間、そのときの利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第25条の規定による町への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 〔略〕

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 〔略〕

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 〔略〕

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない

	<u>い。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u>
〔新設〕	<u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。</u>
〔新設〕	<u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>
〔新設〕	<u>5 指定会議予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>
〔新設〕	<u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u>
<u>2</u> 〔略〕	<u>7</u> 〔略〕
<u>3</u> 〔略〕	<u>8</u> 〔略〕
(記録の整備)	(記録の整備)
第86条 〔略〕	第86条 〔略〕

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条に規定する町長への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 〔略〕

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第81条に規定する重要事項に関する規程をいう。第33条第1項において同じ。）」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条の規定による町への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 〔略〕

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）、第57条、第60条、第62条及び第64条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第81条に規定する重要事項に関する規程をいう。第33条第1項において同じ。）」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護に

する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。	ついて知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第64条の2中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」と読み替えるものとする。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

（矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（従業者の員数） 第5条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 〔新設〕 （管理者） 第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>前項に規定する管理者</u>は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援セン	（従業者の員数） 第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 <u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業者ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供が当たる必要な数の介護支援専門員を置かねばならない。</u> （管理者） 第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職

ターの職務に従事することができるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 〔略〕

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

（1） 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2） 管理者が他の事業所の食味に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 〔略〕

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合あつては、介護支援専門員。以下同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 〔略〕
(利用料等の受領)

第13条 〔略〕
〔新設〕

〔新設〕

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) 〔略〕

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこ

4～8 〔略〕
(利用料等の受領)

第13条 〔略〕

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) 〔略〕

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定（第33条第28号の規定を除く。）を遵守するよ

と。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

〔新設〕

(記録の整備)

第31条 〔略〕

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第33条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

〔新設〕

(3) 第18条に規定する町への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

う措置させなければならないこと。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 〔略〕

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第14号の規定による評価の結果の記録

オ 第33条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第33条の第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による町への通知に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) [略]

[新設]

[新設]

(3)～(14)の2 [略]

(15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

[新設]

(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) [略]

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(14)の2 [略]

(15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて

〔新設〕 イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、<u>指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第117条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（同省令第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）</u>を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 ウ 〔略〕 (16)～(27) 〔略〕 〔新設〕	<u>て、文書により利用者の同意を得ていること。</u> (イ) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> a <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u> b <u>利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。</u> c <u>担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> ウ <u>サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者</u> <u>に面接すること。</u> エ <u>利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）</u>においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第117条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 オ 〔略〕 (16)～(27) 〔略〕 (28) <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。 （矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）	

第4条 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（基本方針） 第4条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、町、<u>地域包括支援センター</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5・6 〔略〕 （従業者の員数） 第5条 〔略〕 2 前項の介護支援専門員の員数の基準は、<u>利用者の数が35又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とする。</u> 〔新設〕	（基本方針） 第4条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、町、<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5・6 〔略〕 （従業者の員数） 第5条 〔略〕 2 前項の介護支援専門員の員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。</u> 3 前項の規定にかかわらず、<u>指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービ</u>

(管理者)

第6条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) [略]

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明並びに同意)

第7条 [略]

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合等について説明を行い、理解を得なければならない。

ス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) [略]

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明並びに同意)

第7条 [略]

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

〔新設〕

3 〔略〕

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

(1)・(2) 〔略〕

5 〔略〕

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定に基づき第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において、「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 〔略〕

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) 〔略〕

6 〔略〕

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 〔略〕

8 〔略〕

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条及び前条の規定に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

(3)～(13) 〔略〕

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回は、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

〔新設〕

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 〔略〕

9 〔略〕

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条及び前条の規定に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 〔略〕

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(13) 〔略〕

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合で

イ 〔略〕

(16)～(28) 〔略〕

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 〔略〕

(運営規程の概要等の掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、こ

あつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書にて利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治の医師、担当者その他が関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 〔略〕

(16)～(28) 〔略〕

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センター設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 〔略〕

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関

れをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 〔新設〕 （事故発生時の対応） 第30条 〔略〕 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置について記録しなければならない。 3 〔略〕 （<u>記録等</u>の整備） 第32条 〔略〕 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （1）・（2） 〔略〕 〔新設〕 （3） 〔略〕 （4） 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録 （5） 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して<u>とった</u>処置についての記録	係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 <u>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> （事故発生時の対応） 第30条 〔略〕 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置について記録しなければならない。 3 〔略〕 （<u>記録</u>の整備） 第32条 〔略〕 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （1）・（2） 〔略〕 （3） <u>第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> （4） 〔略〕 （5） 第29条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 （6） 第30条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して<u>採った</u>処置についての記録
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- （重要事項の掲示に係る経過措置）
- この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第35条第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の22、第60条の40、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の矢巾町指定地域密着型介

護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下この項、次項及び第4項において「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第24条第3項（同条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第25条第3項（同条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第93条第7号及び第198条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第54条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第107条の2（新地域密着型サービス基準条例第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型サービス基準条例第64条の2（新地域密着型サービス基準条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第173条第1項（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第18号

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(<u>掲示</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示</u>しなければならない。 (電磁的記録等) 第53条 〔略〕 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 〔略〕 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準</u>	(<u>掲示等</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u> (電磁的記録等) 第53条 〔略〕 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 〔略〕 (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をい</u>

<u>ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 〔略〕	<u>う。）</u> をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 〔略〕
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月26日から適用する。ただし、改正後の第23条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 19 号

矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年矢巾町条例第40号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第40号）の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
（給与の定義） 第2条 この条例において「給与」とは、地公法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当<u>及び期末手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬<u>及び期末手当</u>をいう。 〔新設〕 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第16条 第9条の規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6箇月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）について準用する。 〔新設〕	（給与の定義） 第2条 この条例において「給与」とは、地公法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。 （勤勉手当） <u>第9条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6箇月以上の者に限る。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても同様とする。</u> <u>2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給するフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額は、給与条例第19条第2項第1号に定める額を超えてはならない。</u> <u>3 前条の規定（第4項を除く。）は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u> （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第16条 第9条の規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6箇月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。<u>以下この条及び次条において同じ。</u>）について準用する。 （パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当） <u>第16条の2 第9条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職</u>

(単純労務者の給与の種類及び基準)

第20条 地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。)の給与の種類は給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

別表第1 (第4条関係)

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	132,900	231,200
2	134,000	232,800
3	135,100	234,400
4	136,200	235,400
5	137,300	236,900
6	138,400	238,300
7	139,500	239,500
8	140,600	240,700
9	141,700	241,900
10	142,800	242,900
11	143,900	244,100
12	145,000	245,400
13	146,100	246,400
14	147,200	247,600
15	148,400	248,900
16	149,500	249,800
17	150,600	251,100
18	151,700	252,300
19	152,800	253,600
20	153,900	255,000
21	154,900	256,400

員について準用する。

(単純労務者の給与の種類及び基準)

第20条 地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。)の給与の種類は給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

別表第1 (第4条関係)

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	239,700
2	163,200	241,200
3	164,400	242,600
4	165,500	243,600
5	166,600	245,100
6	167,700	246,400
7	168,800	247,600
8	169,900	248,700
9	170,900	249,700
10	172,300	250,600
11	173,600	251,500
12	174,900	252,400
13	176,100	253,300
14	177,600	254,100
15	179,100	254,900
16	180,700	255,600
17	181,800	256,700
18	183,200	257,900
19	184,600	259,000
20	186,000	260,200
21	187,300	261,400

22	<u>156,300</u>	<u>257,600</u>	22	<u>189,600</u>	<u>262,500</u>
23	<u>157,600</u>	<u>258,800</u>	23	<u>191,800</u>	<u>263,600</u>
24	<u>158,900</u>	<u>260,000</u>	24	<u>194,000</u>	<u>264,700</u>
25	<u>160,100</u>	<u>261,200</u>	25	<u>196,200</u>	<u>265,800</u>
26	<u>161,600</u>	<u>262,500</u>	26	<u>197,900</u>	<u>266,900</u>
27	<u>163,100</u>	<u>263,600</u>	27	<u>199,400</u>	<u>267,900</u>
28	<u>164,700</u>	<u>264,700</u>	28	<u>200,900</u>	<u>268,900</u>
29	<u>165,900</u>	<u>265,800</u>	29	<u>202,400</u>	<u>269,900</u>
30	<u>167,400</u>	<u>267,100</u>	30	<u>203,800</u>	<u>270,900</u>
31	<u>168,900</u>	<u>268,400</u>	31	<u>205,200</u>	<u>271,800</u>
32	<u>170,400</u>	<u>269,400</u>	32	<u>206,600</u>	<u>272,700</u>
33	<u>171,700</u>	<u>270,500</u>	33	<u>208,000</u>	<u>273,600</u>
34	<u>174,400</u>	<u>271,800</u>	34	<u>209,300</u>	<u>274,500</u>
35	<u>177,000</u>	<u>273,100</u>	35	<u>210,600</u>	<u>275,400</u>
36	<u>179,600</u>	<u>274,000</u>	36	<u>211,900</u>	<u>276,300</u>
37	<u>182,200</u>	<u>275,000</u>	37	<u>213,200</u>	<u>277,200</u>
38	<u>183,900</u>	<u>275,900</u>	38	<u>214,400</u>	<u>278,100</u>
39	<u>185,500</u>	<u>277,000</u>	39	<u>215,600</u>	<u>279,000</u>
40	<u>187,200</u>	<u>278,100</u>	40	<u>216,700</u>	<u>280,000</u>
41	<u>188,700</u>	<u>279,100</u>	41	<u>217,800</u>	<u>281,000</u>
42	<u>190,400</u>	<u>280,000</u>	42	<u>218,900</u>	<u>281,900</u>
43	<u>192,200</u>	<u>281,000</u>	43	<u>219,900</u>	<u>282,800</u>
44	<u>193,900</u>	<u>281,500</u>	44	<u>220,900</u>	<u>283,300</u>
45	<u>195,500</u>	<u>282,400</u>	45	<u>221,800</u>	<u>284,000</u>
46	<u>196,900</u>	<u>283,100</u>	46	<u>222,700</u>	<u>284,700</u>
47	<u>198,400</u>	<u>284,000</u>	47	<u>223,600</u>	<u>285,600</u>
48	<u>199,900</u>	<u>285,000</u>	48	<u>224,500</u>	<u>286,600</u>
49	<u>201,200</u>	<u>285,800</u>	49	<u>225,400</u>	<u>287,400</u>
50	<u>202,500</u>	<u>286,600</u>	50	<u>226,300</u>	<u>288,200</u>
51	<u>203,700</u>	<u>287,400</u>	51	<u>227,200</u>	<u>289,000</u>
52	<u>205,000</u>	<u>288,200</u>	52	<u>228,100</u>	<u>289,700</u>
53	<u>206,300</u>	<u>288,700</u>	53	<u>228,900</u>	<u>290,200</u>
54	<u>207,600</u>	<u>289,100</u>	54	<u>229,800</u>	<u>290,600</u>

55	<u>208,900</u>	<u>289,600</u>	55	<u>230,700</u>	<u>291,000</u>
56	<u>210,200</u>	<u>289,800</u>	56	<u>231,500</u>	<u>291,200</u>
57	<u>211,300</u>	<u>290,100</u>	57	<u>231,800</u>	<u>291,500</u>
58	<u>212,600</u>	<u>290,300</u>	58	<u>232,600</u>	<u>291,700</u>
59	<u>213,900</u>	<u>290,700</u>	59	<u>233,300</u>	<u>292,000</u>
60	<u>215,200</u>	<u>290,900</u>	60	<u>233,900</u>	<u>292,200</u>
61	<u>216,300</u>	<u>291,100</u>	61	<u>234,500</u>	<u>292,400</u>
62	<u>217,400</u>	<u>291,500</u>	62	<u>235,200</u>	<u>292,700</u>
63	<u>218,400</u>	<u>291,800</u>	63	<u>235,800</u>	<u>292,900</u>
64	<u>219,500</u>	<u>292,100</u>	64	<u>236,300</u>	<u>293,200</u>
65	<u>220,600</u>	<u>292,400</u>	65	<u>236,800</u>	<u>293,500</u>
66	<u>221,600</u>	<u>292,700</u>	66	<u>237,300</u>	<u>293,800</u>
67	<u>222,500</u>	<u>293,100</u>	67	<u>237,800</u>	<u>294,100</u>
68	<u>223,500</u>	<u>293,400</u>	68	<u>238,400</u>	<u>294,400</u>
69	<u>223,800</u>	<u>293,800</u>	69	<u>238,900</u>	<u>294,800</u>
70	<u>224,600</u>	<u>294,100</u>	70	<u>239,400</u>	<u>295,100</u>
71	<u>225,400</u>	<u>294,500</u>	71	<u>239,900</u>	<u>295,500</u>
72	<u>226,100</u>	<u>294,700</u>	72	<u>240,400</u>	<u>295,700</u>
73	<u>226,800</u>	<u>294,900</u>	73	<u>240,900</u>	<u>295,900</u>
74	<u>227,800</u>	<u>295,200</u>	74	<u>241,400</u>	<u>296,200</u>
75	<u>228,600</u>	<u>295,600</u>	75	<u>241,800</u>	<u>296,600</u>
76	<u>229,400</u>	<u>295,800</u>	76	<u>242,300</u>	<u>296,800</u>
77	<u>230,100</u>	<u>296,100</u>	77	<u>242,800</u>	<u>297,100</u>
78	<u>230,800</u>	<u>296,500</u>	78	<u>243,300</u>	<u>297,500</u>
79	<u>231,700</u>	<u>296,900</u>	79	<u>243,800</u>	<u>297,900</u>
80	<u>232,700</u>	<u>297,100</u>	80	<u>244,300</u>	<u>298,100</u>
81	<u>233,400</u>	<u>297,400</u>	81	<u>244,700</u>	<u>298,400</u>
82	<u>234,000</u>	<u>297,800</u>	82	<u>245,200</u>	<u>298,800</u>
83	<u>234,500</u>	<u>298,100</u>	83	<u>245,600</u>	<u>299,100</u>
84	<u>235,200</u>	<u>298,300</u>	84	<u>246,000</u>	<u>299,300</u>
85	<u>236,000</u>	<u>298,600</u>	85	<u>246,400</u>	<u>299,600</u>
86	<u>236,600</u>	<u>299,000</u>	86	<u>246,800</u>	<u>300,000</u>
87	<u>237,200</u>	<u>299,300</u>	87	<u>247,200</u>	<u>300,300</u>

88	<u>237,700</u>	<u>299,500</u>	88	<u>247,600</u>	<u>300,500</u>
89	<u>238,400</u>	<u>299,900</u>	89	<u>248,000</u>	<u>300,900</u>
90	<u>239,100</u>	<u>300,300</u>	90	<u>248,500</u>	<u>301,300</u>
91	<u>239,800</u>	<u>300,600</u>	91	<u>248,800</u>	<u>301,600</u>
92	<u>240,300</u>	<u>300,800</u>	92	<u>249,100</u>	<u>301,800</u>
93	<u>240,800</u>	<u>301,000</u>	93	<u>249,400</u>	<u>302,000</u>
94		<u>301,300</u>	94		<u>302,300</u>
95		<u>301,700</u>	95		<u>302,700</u>
96		<u>301,900</u>	96		<u>302,900</u>
97		<u>302,100</u>	97		<u>303,100</u>
98		<u>302,400</u>	98		<u>303,400</u>
99		<u>302,700</u>	99		<u>303,700</u>
100		<u>303,100</u>	100		<u>304,100</u>
101		<u>303,300</u>	101		<u>304,300</u>
102		<u>303,600</u>	102		<u>304,600</u>
103		<u>303,900</u>	103		<u>304,900</u>
104		<u>304,200</u>	104		<u>305,200</u>
105		<u>304,500</u>	105		<u>305,500</u>
106		<u>304,800</u>	106		<u>305,800</u>
107		<u>305,100</u>	107		<u>306,100</u>
108		<u>305,400</u>	108		<u>306,400</u>
109		<u>305,700</u>	109		<u>306,700</u>
110		<u>306,000</u>	110		<u>307,000</u>
111		<u>306,300</u>	111		<u>307,300</u>
112		<u>306,600</u>	112		<u>307,600</u>
113		<u>306,900</u>	113		<u>307,900</u>
114		<u>307,200</u>	114		<u>308,200</u>
115		<u>307,500</u>	115		<u>308,500</u>
116		<u>307,800</u>	116		<u>308,800</u>
117		<u>308,100</u>	117		<u>309,100</u>
118		<u>308,400</u>	118		<u>309,400</u>
119		<u>308,700</u>	119		<u>309,700</u>
120		<u>309,000</u>	120		<u>310,000</u>

121		<u>309,300</u>	121		<u>310,300</u>
122		<u>309,600</u>	122		<u>310,600</u>
123		<u>309,900</u>	123		<u>310,900</u>
124		<u>310,200</u>	124		<u>311,200</u>
125		<u>310,500</u>	125		<u>311,500</u>

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 0 号

矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の一部を改正する条例について

矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例（令和 2 年矢巾町条例第31号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 19 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の一部を改正する条例

矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例（令和２年矢巾町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 〔略〕 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 〔略〕 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 1 号

矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について

矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例（令和元年矢巾町条例第39号）を
廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 19 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例

矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例（令和元年矢巾町条例第39号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際廃止前の矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例本則に規定する事務に係る法令、条例、規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定により町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により町長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、教育委員会がした処分その他の行為又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（矢巾町立公民館条例の一部改正）

- 3 矢巾町立公民館条例（昭和41年矢巾町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項、第6条、第7条第1項及び第11条中「町長」を「教育委員会」に改める。

第12条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

（矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部改正）

- 4 矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例（昭和47年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条、第4条、第7条第2号、第10条及び第11条中「町長」を「教育委員会」に改める。

第13条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

（矢巾町文化財保護条例の一部改正）

- 5 矢巾町文化財保護条例（昭和52年矢巾町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「町長」を「矢巾町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条第1項及び第2項中「町長」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「町長」を「教育委員会」に、「矢巾町文化財調査委員（以下「文化財調査委員」という。）」を「矢巾町文化財保護審議会（第21条第3項において「文化財保護審議会」という。）」に改め、同条第4項及び第6項中「町長」を「教育委員会」に改める。

第5条第1項、第4項及び第5項中「町長」を「教育委員会」に改める。

第6条第1項中「規則」を「教育委員会規則」に、「町長」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「町長」を「教育委員会」に改める。

第7条中「町長」を「教育委員会」に改める。

第8条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損」を「毀損」に、「町長」を「教育委員会」に改める。

第9条中「町長」を「教育委員会」に改め、同条ただし書中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第13条第1項中「町長」を「教育委員会」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「町長」を「教育委員会」に、「き損」を「毀損」に改める。

第14条第1項中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第15条第1項中「町長」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第4項中「町長」を「教育委員会」に改める。

第16条中「町長」を「教育委員会」に改める。

第17条第1項及び第2項中「町長」を「教育委員会」に改め、同条第4項中「き損」を「毀損」に改める。

第18条、第19条及び第20条第1項中「町長」を「教育委員会」に改める。

第21条第1項及び第2項中「町長」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「町長」を「教育委員会」に、「文化財調査員」を「文化財保護審議会」に改め、同条第4項及び第5項中「町長」を「教育委員会」に改める。

第22条第1項、第2項、第5項及び第6項中「町長」を「教育委員会」に改める。

第23条中「規則」を「教育委員会規則」に、「町長」を「教育委員会」に改める。

第24条第1項中「町長」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「町長」を「町」に改める。

第25条第1項中「町長」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「町長」を「町」に改める。

第26条、第27条第1項及び第3項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第3項、第31条、第33条第1項、第34条第1項並びに第35条中「町長」を「教育委員会」に改める。

第36条第1項中「町長」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第38条第1項及び第2項、第39条第1項、第2項及び第6項、第41条第1項並びに第42条中「町長」を「教育委員会」に改める。

第43条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第45条中「き損」を「毀損」に改める。

第46条中「町長」を「教育委員会」に改める。

(矢巾町民総合体育館条例の一部改正)

- 6 矢巾町民総合体育館条例（昭和53年矢巾町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条、第5条第2項、第6条ただし書、第7条、第9条、第15条第1号、第16条及び第17条中「町長」を「教育委員会」に改める。

第18条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(矢巾町歴史民俗資料館条例の一部改正)

- 7 矢巾町歴史民俗資料館条例（昭和57年矢巾町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第7条中「町長」を「教育委員会」に改める。

第8条中「町長」を「教育委員会」に改め、同条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条第2項中「町長」を「教育委員会」に改める。

第10条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(矢巾町文化会館条例の一部改正)

- 8 矢巾町文化会館条例（平成元年矢巾町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条、第5条第2項、第6条ただし書及び第7条中「町長」を「教育委員会」に改める。

第8条中「町長」を「教育委員会」に、「並びに」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第2号中「第7条第1項」を「前条第1項」に改め、同条第3

号中「第7条第3項」を「前条第3項」に改める。

第13条第1号及び第3号、第15条第2項並びに第16条中「町長」を「教育委員会」に改める。

第17条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(矢巾町スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 9 矢巾町スポーツ推進審議会条例（平成8年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 10 矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例（平成26年矢巾町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条まで、第10条第1号、第11条及び第12条第2項中「町長」を「教育委員会」に改める。

第13条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

別表備考2ただし書中「町長」を「教育委員会」に改める。

(矢巾町文化財保護審議会設置条例の一部改正)

- 11 矢巾町文化財保護審議会設置条例（令和元年矢巾町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第2項中「町長」を「教育委員会」に改める。

第6条中「文化スポーツ課」を「教育委員会事務局文化スポーツ課」に改める。

第7条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

(矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例の一部改正)

- 12 矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例（令和4年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条、第5条ただし書及び第12号、第6条並びに第7条中「町長」を「教育委員会」に改める。

第9条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

議案第 2 2 号

町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

次の町道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和6年2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

別 紙

道路の廃止に伴う必要事項

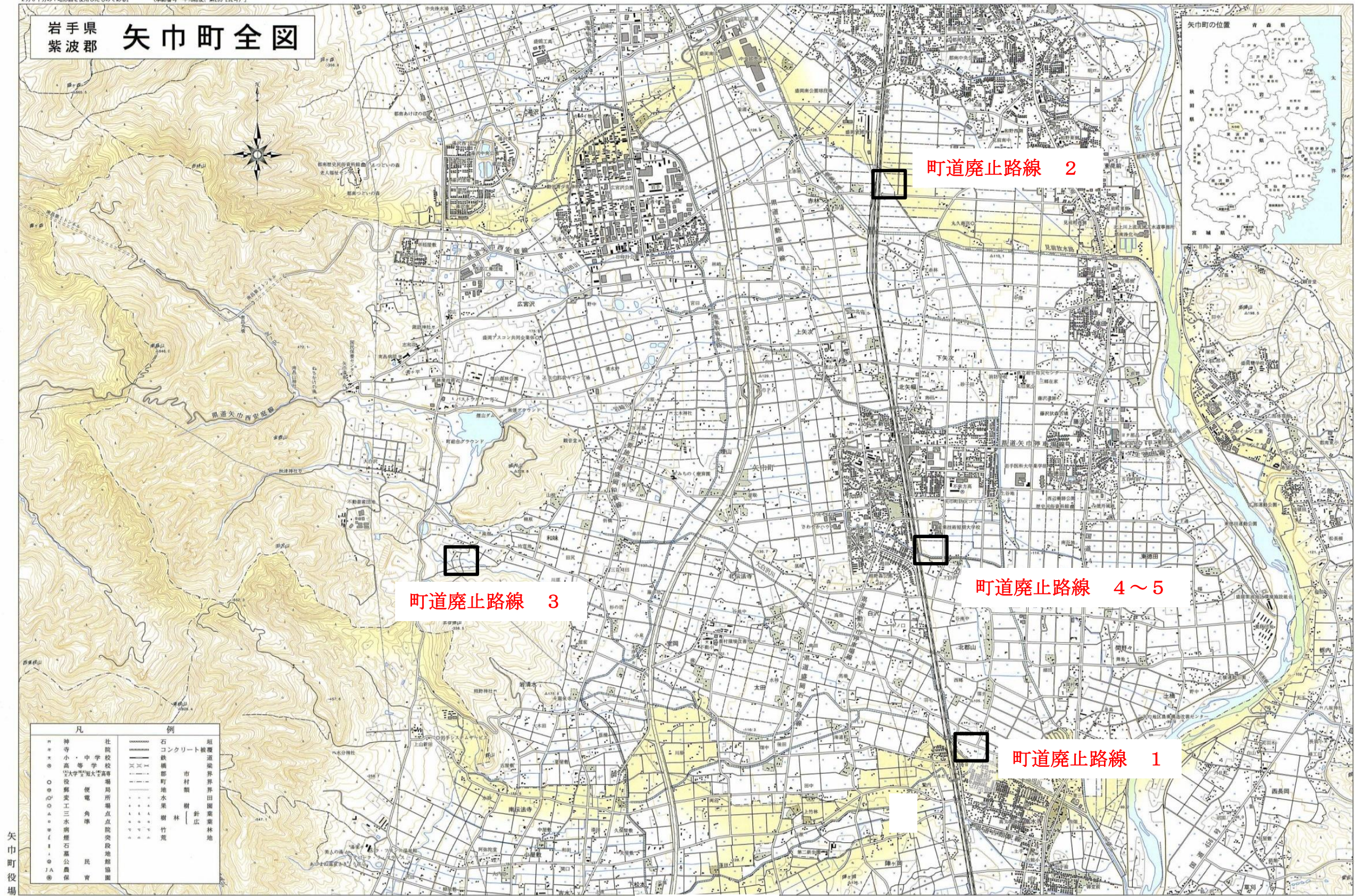
(1/1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	697	蓬田 8 号線	大字北郡山第 1 5 地割 6 5 番地先	大字北郡山第 1 5 地割 6 3 番 2 地先	70.00
2	735	林下 3 号線	大字赤林第 1 0 地割 5 番地先	大字赤林第 1 2 地割 8 5 番 2 地先	702.90
3	1638	和味 5 号線	大字和味第 3 地割 1 1 5 番地先	大字和味第 3 地割 1 1 8 番地先	81.30
4	2570	下花立 2 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 1 2 5 番地先	大字東徳田第 3 地割 2 2 9 番 2 地先	968.90
5	1109	下花立 1 0 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 3 2 番 2 地先	大字南矢幅第 1 1 地割 2 0 1 番地先	434.50
				合計	2,257.60

町道廃止路線図

「この地図の作成に当たっては、国土地理院の承諾を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を使用したものである。」
(承諾番号 平18地使 第295-252号)

岩手県
紫波郡 矢巾町全図

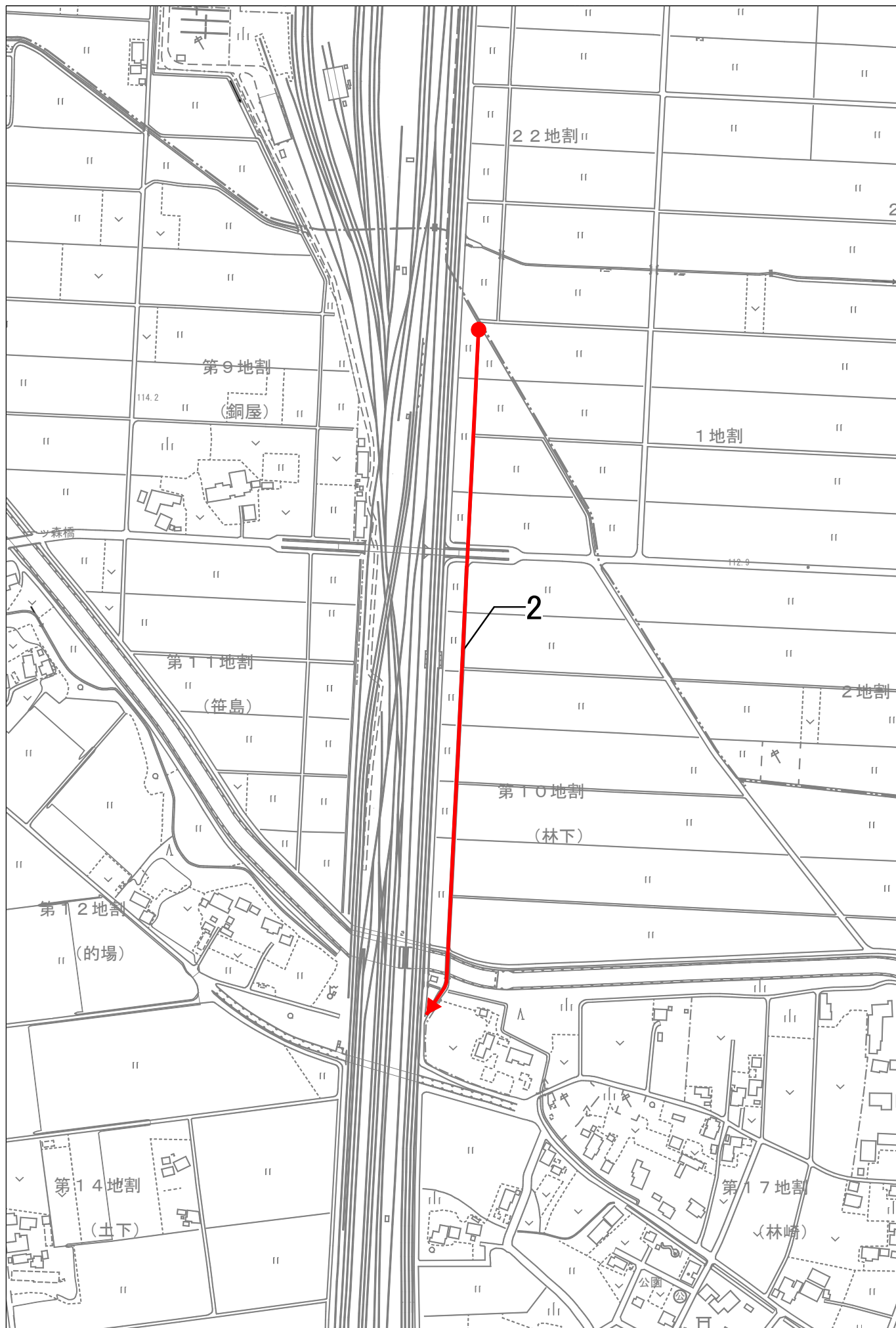


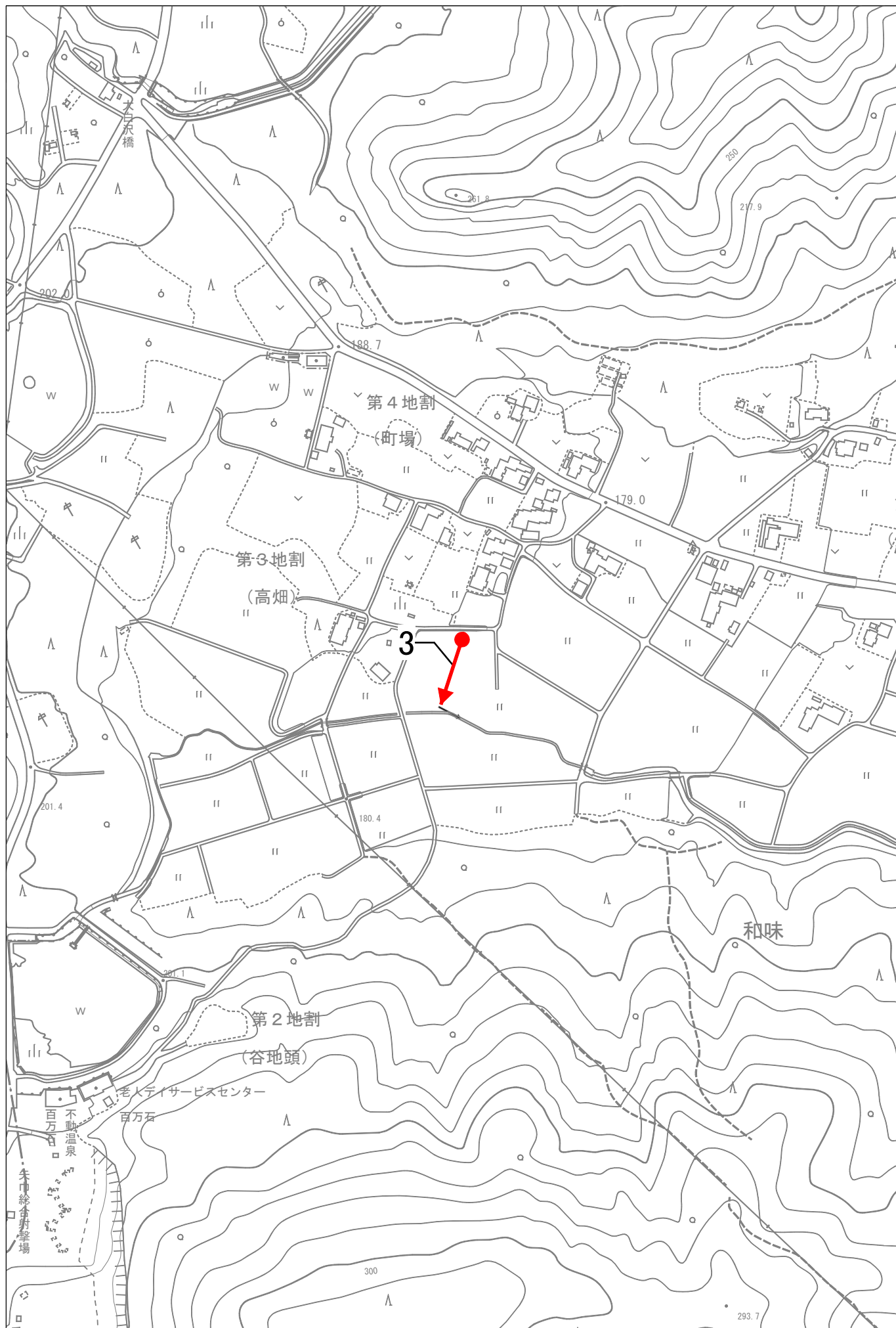
矢巾町役場

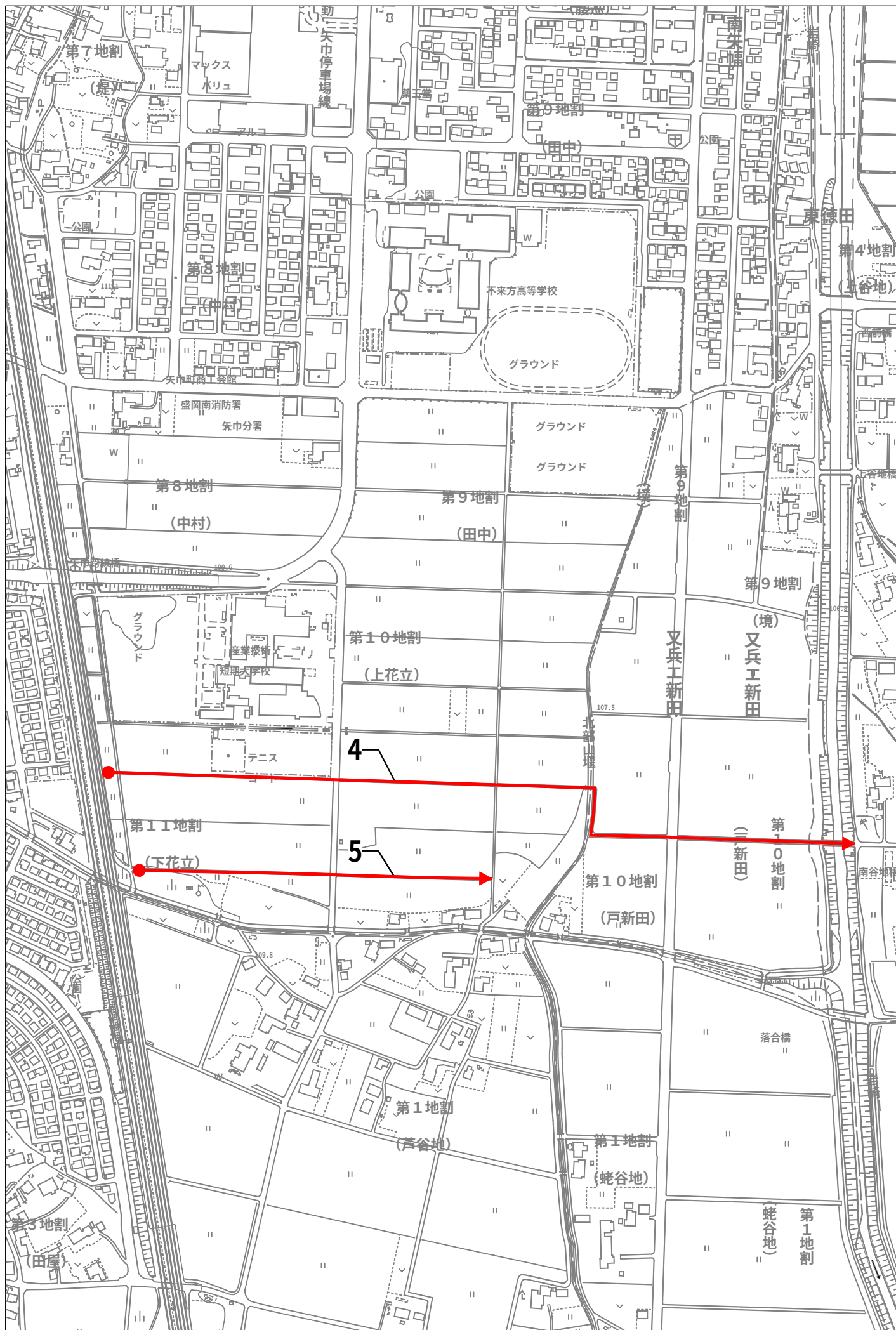
平成19年10月

北海道地図株式会社盛岡支店
電話 (019) 692-3181









議案第 23 号

町道路線の認定に関し議決を求めることについて

次の道路を町道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和6年2月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

別 紙

道路の認定に伴う必要事項

(1/2)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長 (m)
1	2779	林下 3 号線	大字赤林第 1 0 地割 5 番地先	大字赤林第 1 0 地割 1 6 2 番 1 地先	629.80
2	2780	田中 1 6 号線	大字南矢幅第 9 地割 7 7 番 1 地先	大字南矢幅第 9 地割 9 0 番 1 地先	165.90
3	2781	田中 1 7 号線	大字南矢幅第 9 地割 9 6 番 1 地先	大字南矢幅第 9 地割 8 8 番 1 地先	200.40
4	2782	田中 1 8 号線	大字南矢幅第 9 地割 1 2 2 番 2 地先	大字南矢幅第 9 地割 1 2 5 番地先	85.90
5	2783	田中 1 9 号線	大字南矢幅第 9 地割 1 1 6 番 1 地先	大字南矢幅第 9 地割 1 2 0 番 1 地先	159.40
6	2784	田中 2 0 号線	大字南矢幅第 9 地割 1 1 4 番 1 地先	大字南矢幅第 9 地割 1 2 2 番 1 地先	157.20
7	2785	田中 2 1 号線	大字南矢幅第 9 地割 1 2 4 番 2 地先	大字南矢幅第 9 地割 1 6 9 番地先	188.40
8	2786	田中 2 2 号線	大字南矢幅第 9 地割 1 1 3 番 1 地先	大字南矢幅第 9 地割 1 3 4 番地先	268.90
9	2787	田中 2 3 号線	大字南矢幅第 9 地割 1 1 2 番 1 地先	大字南矢幅第 9 地割 1 3 5 番地先	65.00
1 0	2788	田中 2 4 号線	大字南矢幅第 9 地割 1 1 0 番 1 地先	大字南矢幅第 9 地割 1 3 7 番地先	64.90
1 1	2789	田中 2 5 号線	大字南矢幅第 9 地割 1 0 8 番 1 地先内	大字南矢幅第 9 地割 1 0 8 番 1 地先内	87.30
1 2	2790	下花立 1 6 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 2 9 番 1 1 8 地先	大字南矢幅第 1 1 地割 1 2 6 番 2 地先	251.10
1 3	2791	下花立 1 7 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 1 3 2 番地先	大字南矢幅第 1 1 地割 1 2 0 番 1 地先	146.80
1 4	2792	下花立 1 8 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 1 1 7 番地先	大字南矢幅第 1 1 地割 1 2 0 番 2 地先	71.10
1 5	2793	下花立 1 9 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 4 0 2 番 1 地先	大字南矢幅第 1 1 地割 4 0 8 番地先	48.40

別 紙

道路の認定に伴う必要事項

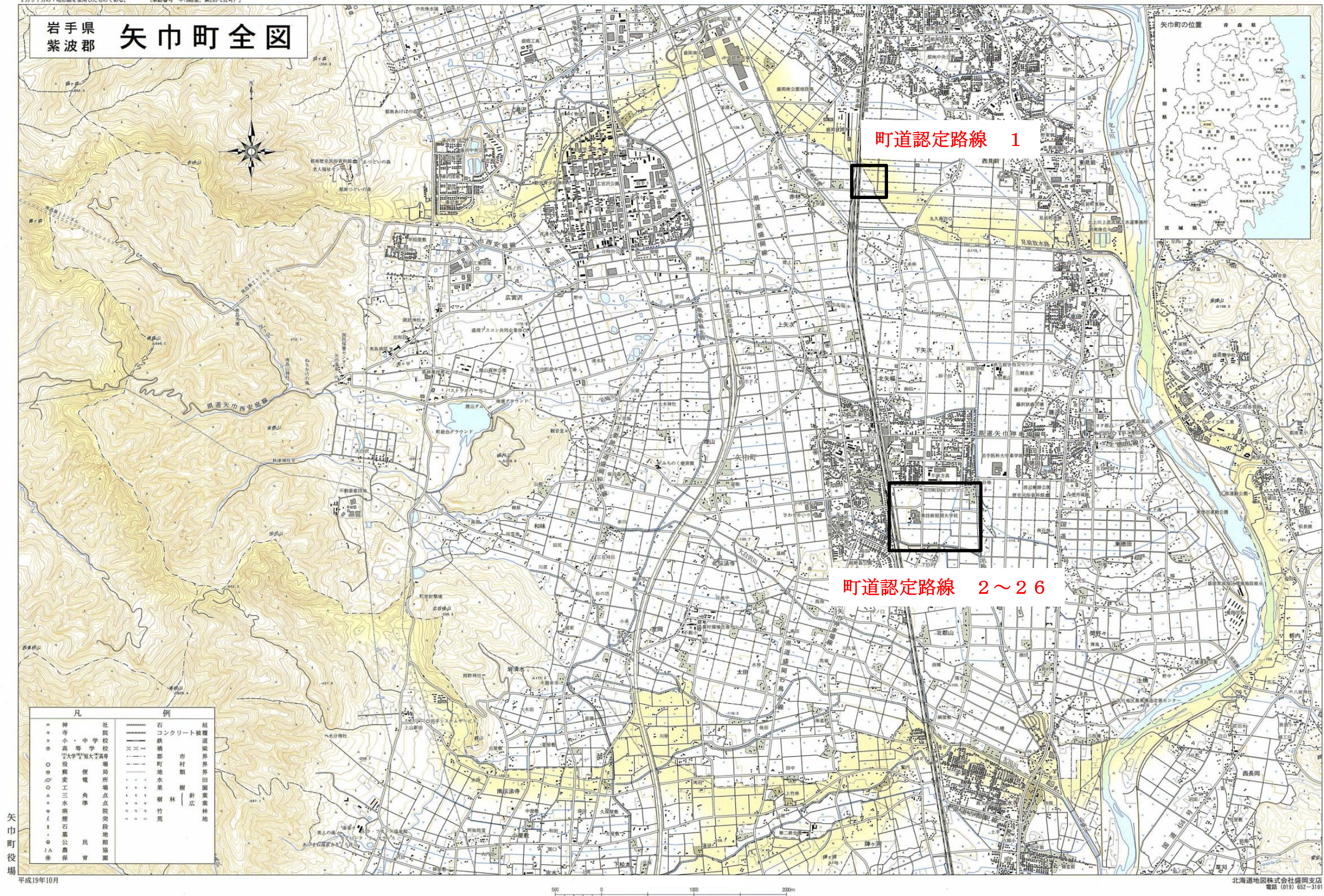
(2/2)

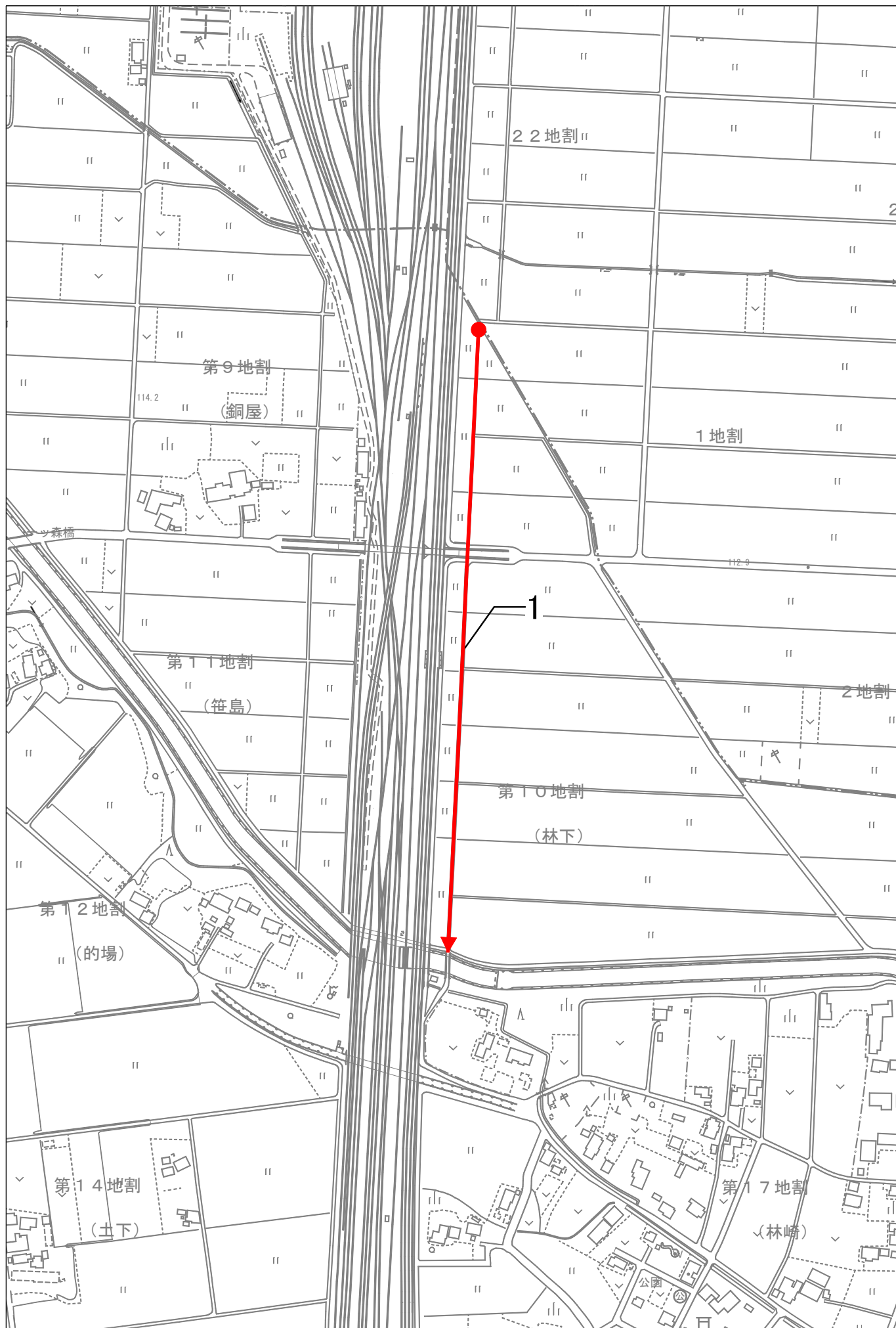
番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1 6	2794	下花立 2 0 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 2 9 番 1 1 8 地先	大字南矢幅第 1 1 地割 2 9 番 8 4 地先	131. 50
1 7	2795	下花立 2 1 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 2 9 番 6 9 地先	大字南矢幅第 1 1 地割 1 2 7 番 4 地先	160. 60
1 8	2796	下花立 2 2 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 2 9 番 1 1 8 地先	大字南矢幅第 1 1 地割 2 9 番 9 9 地先	125. 90
1 9	2797	下花立 2 3 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 2 9 番 5 9 地先	大字南矢幅第 1 1 地割 2 9 番 6 8 地先	111. 50
2 0	2798	下花立 2 4 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 2 9 番 4 1 地先	大字南矢幅第 1 1 地割 2 9 番 4 9 地先	104. 40
2 1	2799	下花立 2 5 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 2 9 番 1 1 2 地先	大字南矢幅第 1 1 地割 1 3 2 番地先	277. 00
2 2	2800	下花立 2 6 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 1 2 7 番 1 地先	大字南矢幅第 1 1 地割 3 6 8 番地先	144. 10
2 3	2801	下花立 2 7 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 1 2 9 番地先	大字南矢幅第 1 1 地割 3 0 番地先	71. 50
2 4	2802	下花立 2 8 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 4 1 4 番地先内	大字南矢幅第 1 1 地割 4 1 4 番地先内	27. 10
2 5	2803	下花立 1 0 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 4 2 5 番地先	大字南矢幅第 1 1 地割 4 3 3 番地先	187. 70
2 6	2804	下花立 2 号線	大字南矢幅第 1 1 地割 4 2 2 番地先	大字東徳田第 3 地割 2 2 9 番 2 地先	682. 80
				合計	4, 614. 60

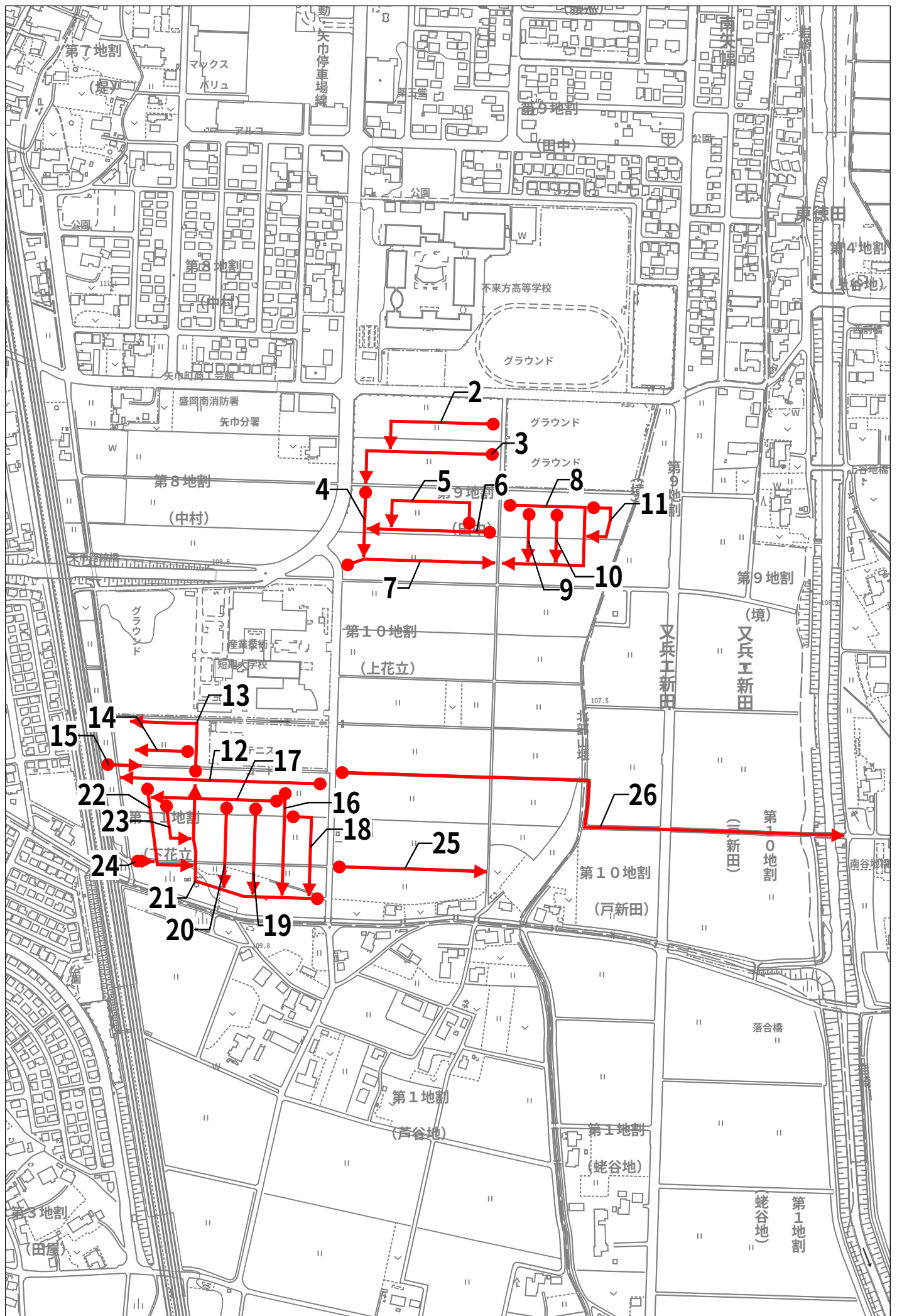
町道認定路線図

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を使用したものである。」
(承認番号 平188地使 第295-252号)

岩手県 矢巾町全図







令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）

令和5年度矢巾町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳出 歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		1,477,024	0	1,477,024
	2 道路橋梁費	868,738	18,700	887,438
	3 河川費	41,118	△ 18,700	22,418
補正されなかった款項にかかる金額		11,474,501		11,474,501
歳出合計		12,951,525	0	12,951,525

歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	132,032		132,032					
2 総務費	2,046,363		2,046,363					
3 民生費	4,582,946		4,582,946					
4 衛生費	1,057,215		1,057,215					
5 労働費	26,678		26,678					
6 農林水産業費	700,261		700,261					
7 商工費	178,807		178,807					
8 土木費	1,477,024		1,477,024					
9 消防費	404,162		404,162					
10 教育費	1,009,716		1,009,716					
11 災害復旧費	59,132		59,132					
12 公債費	1,268,188		1,268,188					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	12,951,525	0	12,951,525					

歳

出

2 歳 出

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
4橋梁維持費	105,290	18,700	123,990				18,700	14工 事 請 負 費	18,700	◎橋梁維持補修事業の増 ○橋梁維持補修事業の増 工事請負費	18,700 18,700 18,700
計	868,738	18,700	887,438				18,700				

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

1河川総務費	39,481	△18,700	20,781				△18,700	12委 託 料	△18,700	◎河川管理事業の減 △18,700 ○河川管理事業の減 △18,700 河川中州除去委託料 △18,700
計	41,118	△18,700	22,418				△18,700			